

6102.30 1. 女子用の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル 100%）は、長袖、ポケット及び襟を有し、正面で全面をスライドファスナー（ジッパー）によって開閉できるものである。

本品は、女子用の外衣にスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら 2 つの衣類は共に提示される。

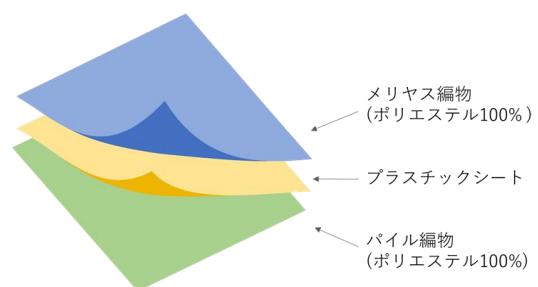
通則 1（第 11 部注 14 及び第 61 類注 9）及び 6 を適用



6102.30 2. 男女兼用の上着

本品は、長袖で、ポケット及び締めひも付きのフードを有し、開襟でない。本品は、3 層（表側ははつ水加工を施したポリエステル 100% のメリヤス編物、中間層は薄いプラスチックシート、裏側はポリエステル 100% のパイル編物）を積層した生地から成る。パイル編物は衣類の内側にある。

通則 1（第 60 類注 1（c）、第 61 類注 9）及び 6 を適用

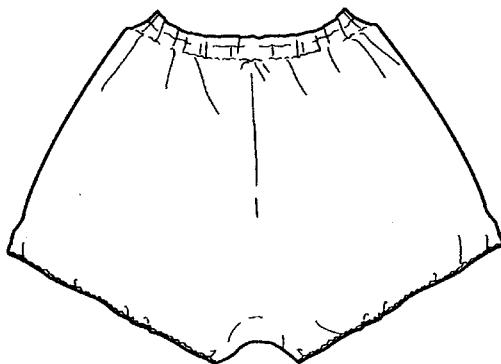


6104.62 1. 前立て及びポケットがなく、全体が編物製（綿 100%）で、腰に伸縮性のバンドが組み込まれ、脚の開口部は単に縫縫したショーツ

この衣類は、プルオーバー類似の衣類とセットを構成する。このプルオーバー類似の衣類は、同一色で、同一生地から作られているが、ゴム編みの編物（綿 100%）が縫い付けられている。プルオーバー類似のゴム編は、異なる生地の組織からなり、ショーツに存在しないことからこのセットは、アンサンブルとして分類されない。

61 類の注 3 (b) 及び 11 部注 14 を適用

6110.20／1 参照



6104.63 1. 女子用のズボン

本品は、軽量の編物製（ポリエステル 87%、elastane 13%）で、足首まで届くものである。本品は、伸縮性のウエストバンドを有し、裾は縫縫いが施されている。

本品は、長袖Tシャツと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。長袖Tシャツは、分離して、第 6109.90 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。

通則 1 (第 11 部注 14) 及び 6 を適用

6109.90／2 参照



6106.20 1. 袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル短纖維 65%、綿 35%）は、ネックラインにリボンの飾り、袖ぐりの肩部分にひだがついている。背面のネックラインの一部が開いており、ボタンで留めるようになっている。

通則 1 及び 6 を適用

**6109.10 1. 女子用の編物製半袖Tシャツ**

本品（綿 80%、ビスコースレーヨン 14%、エラスタン 6%）は、上半身用でありウエストの上まで届く。

通則 1 及び 6 を適用



6109.90 1. 女子用の袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ナイロン 92%、スパンデックス（elastane）8%）は、セミラウンドのネックラインで、肩紐を有する。

通則 1 及び 6 を適用

**6109.90 2. 女子用の長袖Tシャツ**

本品は、軽量の編物製（ポリエステル 87%、elastane 13%）で、襟無しのものである。本品の裾及び袖は縫縫いが施されている。

本品は、女子用のズボンと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。女子用ズボンは、分離して、第 6104.63 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。

通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用

6104.63／1 参照



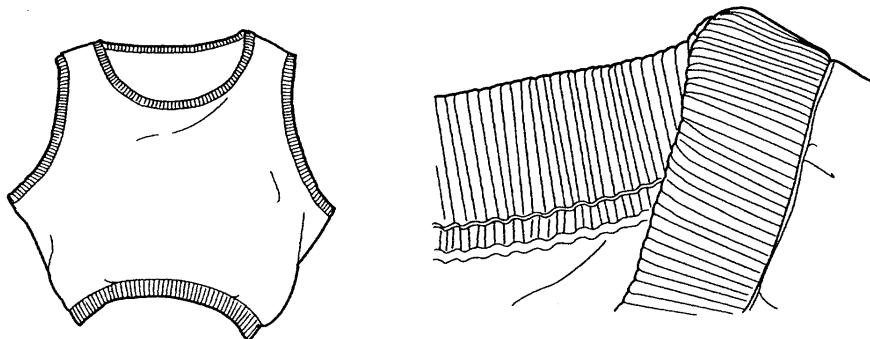
6110.20 1. 丸首で、上半身用であり腰の上まで届く袖無しの衣類

このプルオーバー類似の衣類は、全体が編物製（綿 100%）である。ネックライン、腕ぐり及び裾のところに、同一色であるが異なる生地の組織のゴム編みの編物（綿 100%）が縫い付けられている。

この衣類は、他の構成する衣類が同一色で同一編物であるがゴム編み部分がないショーツとセツトの一部分を構成する。

61類の注3 (b) 及び 11部注14 を適用

6104.62／1 参照



6110.20 2. ベスト（メリヤス編みのもの）

本品は、表地が 100%綿製で、詰物をした薄い層（外気に対する身体の保護を行うものではない）、65%ポリエステル短纖維、35%綿の織物製の裏地がついている。正面が開いている。

通則 1 及び 6 を適用



6110.30 1. サッカーのゴールキーパー用ニットジャージ

本品（ポリエステル 100%）は、ウエストの下まで届き、ラグラン長袖と開襟でなくすきまなくフィットする丸いネックラインを有する。本品には、最小限の保護のための肘パッドが縫い付けられており、袖口はゴム編みになっている。裾は縁縫いが施されている。

通則 1 及び 6 を適用

**6110.30 2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）**

本品（アクリル 100%）は、ロールネックで、開襟でない。縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 以上である。

通則 1 及び 6 を適用



6110.30 3. 男子用の長袖の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル短纖維 76%、綿 24%）は、襟及び裏地が無く、上半身用のものである。本品は、正面で左を右の上にして閉じるもので、下部にポケットを有する。

通則 1 及び 6 を適用

**6110.30 4. 女子用の編物製長袖プルオーバー**

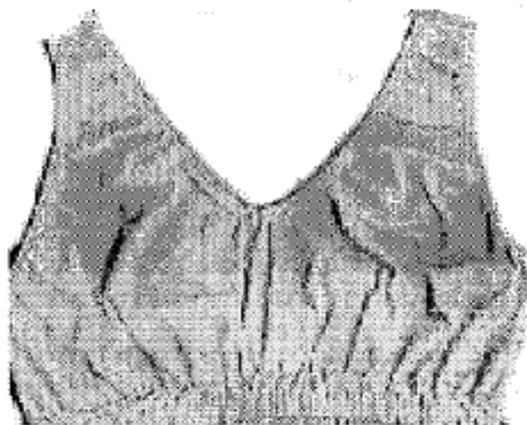
本品（ポリエステル 100%）は、上半身用でありウエストの上まで届く。

通則 1 及び 6 を適用



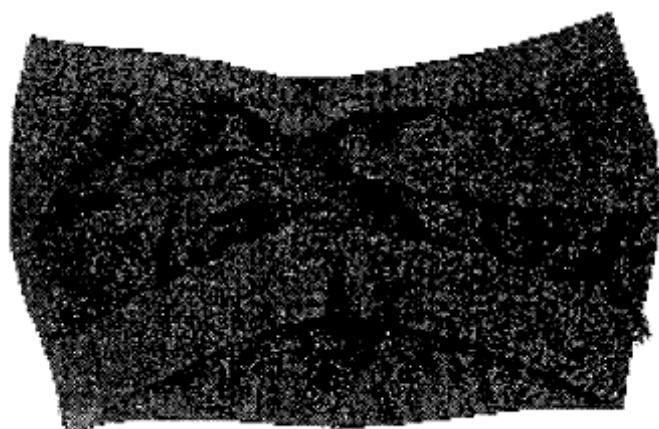
6114.20 1. 女子用の軽量のニット衣類

本品（綿 94%、弹性糸 6%）は、肩紐（幅約 35 ミリメートル）及び前面には丸いえりぐりを有する。衣類又は下着として素肌の上に着用するもので、胴の上部を覆い、胸部の下まで届く。本品のえりぐり及び腕の開口部は弹性ストリップで縫いされており、また、体を被覆するため、弹性ストリップで絞られたすそを有する。本品には体をサポートする機能はない。

**6114.30 1. 女子用の肩紐のない軽量ニット衣類**

本品（ポリアミド 90%、elastothane 10%）は、胴の上部を覆い、胸部のちょうど下まで届き、肩の部分は覆わない。衣類又は下着として素肌の上に直接着用するもので、胸部の保護を確実にするため、弹性ストリップですそ（幅約 30 ミリメートル）及びトップ（幅約 15 ミリメートル）を絞っている。本品には体をサポートする機能はない。

通則 1 を適用



6114.30 2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステルの短纖維 68%、綿 32%）は、開襟でなく、胸部より下にフリルの飾りを有する。

通則 1 及び 6 を適用

